

第三条 この省令の施行前にした別表第一から別表第四までの上欄に掲げる法令のそれぞれ下欄に掲げる規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年五月一〇日国土交通省令第五七号）抄

（施行期日）

の港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。ただし、第二条、附則第三条及び第四条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年一二月二七日国土交
通省令第一二二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

3
特例民法法人についての国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条、第四条、第八条、第九条、別表第一及び別表第三の規定の適用については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）
省令第六号 指定する。
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二六年二月二七日国土交通省令第一三号）抄
（施行期日）
この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十三号）附則第

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則 （平成一八年九月一九日国土交通省令第九二号）抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年九月一九日国土交通省令第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海上物流の基盤強化のため

第一　（施行期日）
この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行の日（平成二十年七月十七日）から施行する。
附　則　（平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号）抄
（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。
（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴う省略告置）

附 則（平成二五年五月一日国土交通省
令第三一号）抄
(施行期日)
附 則（平成二六年一月一〇日国土交通
省令第一号）抄
(施行期日)
第一條 この省令は、平成二十六年四月一日から
施行する。
附 則（平成二六年一月二二日国土交通

から施行する。
附 則（平成一八年四月一八日国土交通省令第五八号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
（経過措置）

附 則（平成一九年一月一六日国土交通省令第八九号）抄
（施行期日）
この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。
附 則（平成二〇年七月一六日国土交通省令第三号）抄

第一回 この省令は、立成二年三月一日から施行する。
附 則（平成二五年二月二八日国土交通省令第八号）抄
(施行期日)

(施行期日) 第一条 令第ハ九号 拆
第一条 この省令は、平成十八年三月一日から施行する。
附 則 (平成一七年一月二日国土交通
省令第一〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 二〇〇〇年六月三十日付の省令は、平成十七年十二月二十六日

省令第七九号
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一九年九月二八日国土交通省令第八三号）抄
（施行期日）
この省令は、平成十九年九月三十日から施行する。

(施行期日) 駐省令第三七号 捷
第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。
附 則 (平成二四年一二月二八日国土交
通省令第九一号) 抄
(施行期日)

等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年五月二十五日）から施行する。

附 則（平成一七年五月三一日国土交通省令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一七年九月一日国土交通省

附 則（平成一九年三月一日国土交通省令第六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。
附 則（平成二十二年八月二八日国土交通省令第五三号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。
附 則（平成二十二年六月二八日国土交通

土地区画整理法施行令 (昭和三十一年政令第四十七号)	都市再開発法施行令 (昭和四十四年政令第二百三十二号)	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令 (昭和四十六年政令第二百五十九号)	第六条	第十五条第一項	第五十九
勤労者財産形成促進法施行令 (昭和四十六年政令第三百三十二号)	勤労者財産形成促進法施行令 (昭和四十六年政令第三百三十二号)	勤労者財産形成促進法施行令 (昭和四十六年政令第三百三十二号)	第二十八条の十第三項及び第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十八条の十一	第二十八条の十第三項及び第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される第二十八条の十一	全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 (昭和五十年政令第三百六号)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 (昭和五十年政令第三百六号)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令 (昭和五十年政令第三百六号)	第十七条において準用する土地区画整理法施行令第十三条第二項	第十七条において準用する土地区画整理法施行令第十三条第二項	において準用する船舶安
民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令 (昭和六十二年政令第二百七十五号)	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令 (昭和六十二年政令第二百七十五号)	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令 (昭和六十二年政令第二百七十五号)	第十三条规定	第十三条规定	第一項及び第二十五条の
マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年政令第三百六十七号)	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年政令第三百六十七号)	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年政令第三百六十七号)	第二十七条において準用する都市再開発法施行令第十五条第二項	第二十七条において準用する都市再開発法施行令第十五条第二項	において準用する船舶安
荷受人及荷送人ヲ確知するための公示等の内規化に関する法律 (昭和十九年運輸ル件)	荷受人及荷送人ヲ確知するための公示等の内規化に関する法律 (昭和十九年運輸ル件)	荷受人及荷送人ヲ確知するための公示等の内規化に関する法律 (昭和十九年運輸ル件)	第一条第二項(第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。)	第一条第二項(第二十九条及び第三十九条において準用する場合を含む。)	第一項及び第二十五条の
船員法施行規則 (昭和二十二年運輸省令第二十三号)	船員法施行規則 (昭和二十二年運輸省令第二十三号)	船員法施行規則 (昭和二十二年運輸省令第二十三号)	第一項(第七十七条の六の九第一項(第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の	第一項(第七十七条の六の九第一項(第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の	において準用する船舶安

土地区画整理法施行規則 令第五号)	旅客自動車運送事業運輸規則 (昭和三十一年建設省令第四十四号)	第七条の二 第二項及び第三項、第二十八条の二 第二項及び第三項、第二十九第四項及び第三十条の十一 第四項、第三十三条の二 第二項及び第三項、第三十七条第	第十六条の二 第一項 において準用する場合を含む。)
宅地建物取引業法施行規則 (昭和三十二年建設省令第十二号)	第十条の十一 第四項、第三十二条の二 第二項及び第三項、第三十七条第	一項及び第二項 び第二十六条第三項	
危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和三十二年運輸省令第三十号)	第三条第四項、第一百十一条 第五項及び第二百三十五	第三十八条第二項、第一百三十八条第二項、第二项	
船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する規定 省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)	第四条の九 第一項及び第五号)	第十九条第一項並びに第	
救命艇手規則 (昭和三十七年運輸省令第四十号)	二十四条第一項及び第三	四十三条第一項並びに第	
指定自動車整備事業規則 (昭和三十八年運輸省令第四十一号)	十五条 第十三条の十三	四十四条第一項及び第三	
船舶安全法施行規則 (昭和三十九年運輸省令第五十三号)	十条の五 第三項、第六十	四十五条第一項及び第三	
船員労働安全衛生規則 (昭和三十九年運輸省令第五十三号)	一条第一項及び第二項、	四十六条第一項及び第三	
	第六十一条の二 第一項及び第二項、第六十一条 第十項、第六	四十七条第一項及び第三	
	三条第一項及び第二項並びに第六十二条第一項	四十八条第一項及び第三	
	一条第一項及び第二項、第六十一条の六及び第九十六条第一項及び第二項、第六十一条 第十項、第六	四十九条第一項及び第三	
	三条において準用する場合を含む。) 並びに第八十九条第一項及び第二項、(二	五十一条 第十項、第六	
	れらの規定を第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。)	五十二条 第十項、第六	

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十一年運輸省令第三十九号）	海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十一年運輸省令第三十九号）	河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律項（第十二条の二の二十一号）	第十二条の二の十四第一項並びに第十三条第一項及び第二項	第十二条の二の十四第一項並びに第十三条第一項及び第二項	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）	第十二条の二の二十一号	第十二条の二の二十一号	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
（昭和四十四年建設省令第五十四号）	第十二条の二の二十一号	第十二条の二の二十一号	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
（昭和四十五年建設省令第五十四号）	第十二条の二の二十一号	第十二条の二の二十一号	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
（昭和四十六年運輸省令第三十九号）	第十二条の二の二十一号	第十二条の二の二十一号	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
（昭和四十七年運輸省令第六十号）	第十二条の二の二十一号	第十二条の二の二十一号	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
（昭和四十八年運輸省令第六十一号）	第十二条の二の二十一号	第十二条の二の二十一号	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十六年運輸省令第三十九号）	第十二条の二の二十一号	第十二条の二の二十一号	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）
質の審査及び製造等の規制に関する法律施行	第一条第二項及び第三項	第一条第二項及び第三項	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第十五号）	密集中市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	建物の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	住宅の品質確保の促進に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	第三十四条第四項
省令第百二号）	省令第五十九号）	省令第三号）	省令第一百十号）	第三十五条第五項
屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第五百二号）	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）	気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	第三十五条第一項
第七条第四項	第七条第五項及び第五十条第四項（第六十二条第三項において準用する場合を含む。）	第一条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条の十二第二項	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条の十二第二項	第八十七条第五項

船員法施行規則 ノ公告ニ関スル件	船員職業安定法施 行規則	船員法施行規則 第七十七条の六の十四第一項 (第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。)
船舶運送車両法施 行規則	道路運送車両法施 行規則	第七十七条の六の十四第一項 (第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。)
船舶職員及び小型 船舶操縦者法施行 規則	航空法施行規則	第七十七条の六の十四第一項 (第七十七条の六の二十一、第七十七条の六の二十六及び第七十七条の十一の六において準用する場合を含む。)
船舶運輸規則	土地区画整理法施 行規則(昭和三十 年建設省令第五 号)	第七十四条の十八第一項(第九条 の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。)
旅客自動車運送事 業運輸規則	第三十七条第一項、第六条第一項 第七十七条、第十条の二及び第十二条第一項	第七十五条第一項、第六条第一項並びに第三十七条第一項及び第二项
危険物船舶運送及 び貯蔵規則	第三百三十三条第三項及び第二百三 十五条第一項	第三百三十三条第三項及び第二百三十五条第一項
船舶に乗り組む医 師及び衛生管理者 に関する省令	第四十四条の十四第一項	第二十八条の二第一項並びに第 二十九条第一項及び第二项
業規則	第二十四条第一項	第二十八条の二第一項並びに第 二十九条第一項及び第二项
救命艇手規則	第十三十三条の十三	第二十八条の二第一項並びに第 二十九条第一項及び第二项
船舶安全法施 行規則	第四十六条第二項及び第三項	第二十八条の二第一項並びに第 二十九条第一項及び第二项
新住宅市街地開発 法施行規則(昭和 三十八年建設省令 第二十五号)	第六十条の五第二項、第六十 一条第一項、第六十一 条並びに第六十二条第一項	第六十条の五第二項、第六十 一条第一項、第六十一 条並びに第六十二条第一項
船員労働安全衛生 規則	第八十九条第一項(第九十一 条の六及び第九十六 条において準用する 場合を含む。)	第八十九条第一項(第九十一 条の六及び第九十六 条において準用する 場合を含む。)

行う者に関する省令	第八十七条第五項 の推進に関する法律施行規則	第二十四条の十二第二項
内航海運組合法	別表第四（第十条及び第十二条関係） 船舶安全法	第二十五条の五十三第二項 (第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。) 第二十六条の十三第二項 (第二十七条の三十二において準用する場合を含む。) 第二十一条第二項 (第三十二条において準用する場合を含む。) 第二十条第二項 第五十三条第二項 第五十二条第二項 第十九条の四第五項 (第二十条の二第四項において準用する場合を含む。) 第十九条の四第五項 (第二十二条において準用する場合を含む。) 第二十九条第二項 第五十六条の二の十第二項 第三十二条の十第二項 第五十七条の十一第二項及び第五十八条の六 第五十六条的第一項及び第二項 第十二条の二十第二項 (第二十九条において準用する場合を含む。) 第二十八条第六項

放射性同位元素等の規制に関する法律	放射性同位元素等の規制に関する法律	第三十九条第一項	第二号	十八条において準用する場合を含む。)において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
不動産の鑑定評価に関する法律	不動産の鑑定評価に関する法律	第三十九条第一項	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
都市再開発法	都市再開発法	第三十九条第一項	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第一項	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第三項(第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む)、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する場合を含む)、第二十五条の五十三第二項において準用する都市再開発法第六項	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
密集市街地における防災街区の整備並びに第百四十八条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項において準用する都市再開発法第六項	密集市街地における防災街区の整備並びに第百四十八条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項において準用する都市再開発法第六項	第三項(第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む)、第二十五条の五十三第二項において準用する都市再開発法第六項	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第七十七条第一項及び第三項(第六条の二第三項及び第十八条第二項(第二十五条第二項、第四十四条第三項及び第六十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項において準用する都市再開発法第六項)において準用する場合を含む)	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
国際航海船舶及び国際港湾施設の保全の確保等に関する法律	国際航海船舶及び国際港湾施設の保全の確保等に関する法律	第一条第三項において準用する場合を含む。	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	第六条第三項及び第一百七十五条第三項において準用する場合を含む。	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項
第二十七条规定第一項	第二十七条规定第一項	第五十三条第二項(第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項において準用する場合を含む)	第二十七条规定第六項	第四十一条の二十において準用する会社法第八百四十七条第一項及び第四項

規則	河川法施行規則	船員労働安全衛生規則
特殊貨物船舶運送	第二十五条第三項	第八十四条第二項（第九十二条の十一第二項（第百四十四条第一項及び第二項）を含む。）及び第九十六条（第六条の六及び第七条の四において準用する場合を含む。）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令	第十二条第一項	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十九条（第六条の六及び第七条の四において準用する場合を含む。）
小型船造船業法施	第二十九条第二項	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十九条（第六条の六及び第七条の四において準用する場合を含む。）
行規則	第二十九条第二項	第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十九条（第六条の六及び第七条の四において準用する場合を含む。）
船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第二十九条第一項及び第四十四条第一項	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則	第二十九条第一項	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
船内における食料の支給を行う者に関する省令	第二十九条第一項	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十二第二項	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
建築物の耐震改修の促進に関する法	第二十四条の十二第二項	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
住宅の品質確保の促進等に関する法	第三十条第六号	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
マンションの管理規則	第八十七条第五項	第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項
の適正化の推進に関する法律施行規則		第二十七条第一項、第三十八条第一項及び第四十四条第一項

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令	第二十八条第十二号、第三十九条第十号及び第四十一条第十号
-----------------------------	-------------------------	------------------------------